

報道関係者 各位

令和5年8月4日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部 賃金室
室長 平本 賢一
監察監督官 吉田 光幸
(電話) 045(211)7354

神奈川県最低賃金額41円の引上げへ ー本日、神奈川県地方最低賃金審議会が答申ー

神奈川県地方最低賃金審議会（会長 赤羽 淳）は、神奈川県労働局長（木塚 欽也）から神奈川県最低賃金の改正について、本年7月4日（火）に諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、本日、同局長に対し、以下のとおり改正することが適当であるとの答申（別添参照）を行った。

- 時間額 1,112円 （現行 1,071円）
- 引上額 41円
- 引上率 3.83%

今後は、この答申を受け、異議申出の公示などの諸手続を経て、神奈川県最低賃金額が決定されることになる。

改正額の効力発生日は、令和5年10月1日の予定である。

【参考：神奈川県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額	1,011	1,012	1,040	1,071	1,112
対前年度上昇率	2.85	0.10	2.77	2.98	3.83
対前年度上昇額	28	1	28	31	41

②

令和5年8月4日

神奈川県労働局長

木塚 欽也 殿

神奈川県最低賃金審議会

会長 赤羽 淳

神奈川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け神労発基第0704第1号をもって貴職から諮問があった標記のことについて、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を十分参酌し、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、調査審議に当たっては、以下の事項を重視した。

- 1 現下の経済・雇用情勢及び物価の上昇による労働者の生活への影響
- 2 中小企業・小規模事業者が置かれている状況
- 3 賃金上昇率
- 4 賃金の低廉な労働者の処遇改善

また、神奈川県最低賃金の改正決定に当たっては、以下の事項を強く要望する。

- 1 最低賃金の引き上げにより、特に中小企業・小規模事業者の経営への影響が懸念されることから、生産性向上等のための最大限の支援や助成金等の申請手続きの簡素化及び価格転嫁対策として、関係行政機関と連携し、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組を迅速に徹底すること。
- 2 関係行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮をすること。

これらの要望事項や中小企業・小規模事業者の支援状況については、審議会において継続的に報告を行い公労使委員で共有を図ることとする。



- 1 適用する地域
神奈川県の区域

- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者

- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 112円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生の日
令和5年10月1日